

一宮研伸大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 一宮研伸大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の精神に基づき、深い学識と卓越した能力や人間力を培い、看護における高度な専門職として地域の看護界の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、本大学院における研修及び研究を組織的に実施するものとする。

2 研修等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(研究科及び入学定員等)

第4条 本大学院に看護学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

入学定員	収容定員
6名	12名

(研究科長等)

第5条 研究科に研究科長及び必要な職員を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

(事務局)

第6条 本大学院の事務は、事務局において処理する。

(研究科教授会)

第7条 本大学院の教育研究に関する重要事項を審議するため、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第8条 本大学院の運営に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(学期)

第10条 学年を次の学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次の各号のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 一宮研伸大学の創立記念日 12月1日

四 春季・夏季・冬季休業

2 前項各号に規定する休業日において、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。

3 第1項第四号の期間については、研究科教授会の議を経て、学長が定める。

4 第1項の規定以外に、必要ある場合は、学長は臨時に休業日を定めることができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 本大学院の修業年限は、2年とする。ただし、学長が認めるときは、3年とすることができる。

2 在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

(在学年限)

第13条 在学年限は、通算して4年を超えることができない。

(長期履修)

第14条 第12条第1項ただし書に規定する標準修業年限を3年とする学生（以下「長期履修学生」という。）の認定は、学生の申出により学生の研究意欲等を総合的に判断して行うものとする。

2 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（以下「法」という。）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 文部科学大臣の指定した者
- 九 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であった、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- 十 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

（入学の出願手続）

第17条 大学院への入学を志願する者は、本大学院所定の書類に入学検定料を添えて、提出しなければならない。

2 前項に規定する提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学者の選考）

第18条 前条第1項の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第19条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、連帯保証人を定め、本大学院所定の書類に入学金を添えて入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（転入学）

第20条 本大学院に他の大学院に在学する者で転入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、研究科教授会で選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第21条 第27条及び第28条の規定により本大学院を退学した者又は除籍した者で本

大学院に再び入学を志願するものは、欠員のある場合に限り、研究科教授会で選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(転入学、再入学の修業年限等)

第22条 第20条及び21条の規定により入学を許可された者の在学期間の通算及び既修得単位の取り扱いその他必要な事項は、別に定める。

(休学)

第23条 学生が疾病その他止むを得ない事情により、引き続き3ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は詳細な事由を付して、学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、研究科教授会の議を経て、期間を定めて休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事情がある場合は、学長の許可を受けて、引き続き、さらに1年の範囲内で期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

5 休学期間は、第13条第1項の在学年限に算入しない。

(復学)

第24条 学生は、休学期間満了のとき又は休学期間中に当該事由が消滅したときは、医師の診断書又は詳細な事由を付して、学長に願い出て、その許可を得て復学することができる。

(転学)

第25条 学生が他の大学院へ転学をしようとするときは、学長の許可を得て転学することができる。

(留学)

第26条 学生が外国の大学院に留学をしようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第12条第1項の修業年限に含めることができる。

3 留学の取扱いについては、別に定める。

(退学)

第27条 学生が退学しようとするときは、その事由を詳記した退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第28条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

- 一 第12条第1項に規定する在学年限を超えた者
- 二 傷病その他の事由により、成業の見込みがないと認められた者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

四 行方不明の者又は死亡した者

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第29条 教育課程の編成は、本大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導計画を策定し、体系的に行うものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的要素を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目)

第30条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。
- 3 前項の授業は、多様なメディアを高度に活用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第31条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

第32条 (削除)

(修了要件)

第33条 修士課程の修了の要件は、大学院修士課程に2年以上在籍し、所定の在学年限を満たし、別表1-1の定めるところにより、所要の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文についての審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の意見を聴いて、学長が修了を認定する。

(単位の計算方法)

第34条 各授業の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第35条 授業科目を履修した場合に、成績の評価を行い、合格した者には所定の単位を与える。

- 2 前項に規定する成績の評価は、試験、論文、報告書その他の方法によって行う。
- 3 第30条第3項の規定による方法で履修し修得した単位は、20単位を超えない範囲で修了の要件として認定することができる。

(学修の評価)

- 第36条 試験等の評価は、AA、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。
- 2 試験の時期は、学期末又は学年末とする。ただし、当該教員が認めたときは、随時行うことができる。
 - 3 受験資格は、授業日数の3分の2以上出席した者に認められる。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第37条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院において修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位は、15単位を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

- 第38条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。
 - 3 前項及び第37条第2項で修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(授業科目の履修方法等)

- 第39条 授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 学位

(学位)

- 第40条 第33条において、修了を認められた者には、修士（看護学）の学位を授与する。
- 2 修士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

- 第41条 入学検定料、入学金及び授業料等は、別表2のとおりとする。
- 2 第14条に規定する長期履修生が納める授業料の額は、別表2の2のとおりとする。
 - 3 第42条に規定する科目等履修生が納める入学検定料、入学金及び科目等履修料の額は、別表3のとおりとする。
 - 4 第43条に規定する聴講生が納める入学検定料、入学金及び聴講料の額は、別表4のとおりとする。

- 5 第44条に規定する大学院研究生が納める入学金、入学金及び研究指導料の額は、別表5のとおりとする。
- 6 前各項の納入方法等必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生、聴講生、大学院特別聴講学生、大学院研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

- 第42条 本大学院の学生以外の者で、本大学院所定の授業科目中、一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、本大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 科目等履修生の入学資格は、第16条に定める資格を有する者とする。
 - 3 科目等履修生は、履修した授業科目につき第35条及び第36条を準用し、単位を与えることができる。
 - 4 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

- 第43条 本大学院において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、学長が聴講生として入学を許可することができる。
- 2 聴講生に対しては、当該授業科目の試験を行わない。
 - 3 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院特別聴講学生)

- 第43条の2 他の大学院に在籍する学生で、本学大学院の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、当該他大学院との協議に基づき、学生の学修に支障のない場合に研究科教授会の議を経て、学長が大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。
- 2 大学院特別聴講学生に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(大学院研究生)

- 第44条 本大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、学長が大学院研究生として入学を許可することができる。
- 2 大学院研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

- 第45条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科教授会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

2 表彰規程は、別に定める。

(懲戒)

第47条 本大学院の学則、規程等に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の規定する懲戒のうち退学は、次の各号のいずれかに該当した学生に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由なく、出席が常でない者
- 四 本学の名誉を著しく傷つけた者
- 五 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 雑則

(その他)

第48条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年12月14日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

		地 域 生 活 創 成 看 護 分 野							
		地域創成ケアシステム分野				専門看護師育成（がん看護CNS）			
科目 区分	授業科目の名称	単位数			履修方法及び 修了要件	単位数			履修方法及び 修了要件
		必修	選択	自由		必修	選択	自由	
共通科目	地域創成ケアシステム論	2			必修科目 7 単位 及び選択科目の 内で、10 単位 以上を含む、合 計 17 単位以上 履修	2			必修科目 13 単 位及び選択必修 6 単位(看護理 論、看護倫理、 看護教育論、看 護管理論、コン サルテーション 論のうちどれか 6 単位)を含 む、合計 19 単 位以上履修
	看護研究法Ⅰ	2				2			
	看護研究法Ⅱ	2				2			
	死生学		2				2		
	看護理論		2				2		
	看護倫理		2				2		
	看護教育論		2				2		
	看護管理論		2				2		
	コンサルテーション論		2				2		
	医療英語特論	1				1			
	病態生理学特論		2			2			
	臨床薬理学特論		2			2			
	フィジカルアセスメント		2			2			
専門科目	地域創成ケアシステム		2		各専攻領域の特 論Ⅰ、特論Ⅱ及 び演習で6単位 を含み、他領域 の特論Ⅰ、特論 Ⅱ、実践論Ⅰ又 は実践論Ⅱから 2単位以上選択 し、合計8単位 以上履修		2		必修科目 24 単 位を履修
	看護マネジメント学特論Ⅰ		2				2		
	看護マネジメント学特論Ⅱ		2				2		
	看護マネジメント学演習		2				2		
	看護科学特論Ⅰ		2				2		
	看護科学特論Ⅱ		2				2		
	看護科学演習		2				2		
	地域生活創成看護		2				2		
	次世代育成看護学特論Ⅰ		2				2		
	次世代育成看護学特論Ⅱ		2				2		
	次世代育成看護学演習		2				2		
	急性・療養生活支援看護学特論Ⅰ		2				2		
	急性・療養生活支援看護学特論Ⅱ		2				2		
	急性・療養生活支援看護学演習		2				2		
	メンタルヘルス支援看護学特論Ⅰ		2				2		
	メンタルヘルス支援看護学特論Ⅱ		2				2		
	メンタルヘルス支援看護学演習		2				2		
	がん療養生活支援看護学特論Ⅰ		2			2			
	がん療養生活支援看護学特論Ⅱ		2			2			
	がん療養生活支援看護学演習		2				2		
	がん療養生活支援看護学特論Ⅲ		2			2			
	がん療養生活支援看護学実践論Ⅰ		2			2			
	がん療養生活支援看護学実践論Ⅱ		2			2			
	がん療養生活支援看護学実践論Ⅲ		4			4			
	がん療養生活支援看護学実習Ⅰ		2			2			
	がん療養生活支援看護学実習Ⅱ		2			2			
	がん療養生活支援看護学実習Ⅲ		4			4			
	がん療養生活支援看護学実習Ⅳ		2			2			
研究科目	看護学特別研究	6			必修科目 6 単位を履修	6			必修科目 6 単位を履修
修了要件単位数		13	74		31単位以上	43	44		49単位以上

別表 1－1 修了要件に必要な履修科目の内訳と単位数

分野区分	地 域 生 活 創 成 看 護 分 野					
	地域創成ケアシステム分野			専門看護師育成（がん看護CNS）		
科目区分	必修科目	選択科目	卒業要件	必修科目	選択科目	専門看護師の 認定要件
共通科目	7 単位	1 0 単位以上	1 7 単位以上	1 3 単位	6 単位以上 〈注2〉	1 9 単位以上
専門科目	—	8 単位以上 〈注 1〉	8 単位以上	2 4 単位	—	2 4 単位以上
研究科目	6 単位	—	6 単位以上	6 単位	—	6 単位以上
合 計	1 3 単位	1 8 単位以上	3 1 単位以上	4 3 単位	6 単位以上	4 9 単位以上

注 1. ①各専攻領域の特論Ⅰ、特論Ⅱ及び演習で6単位を履修する。

②他領域の特論Ⅰ、特論Ⅱ、実践論Ⅰ又は実践論Ⅱから2単位以上選択し、履修する。

注 2. 選択必修5科目（看護理論、看護倫理、看護教育論、看護管理論、コンサルテーション論）のうち3科目以上は、必ず履修する。

別表 2（第 4 1 条第 1 項関係）

区 分		金 額（円）
大 学 院	入学検定料	3 0, 0 0 0 円
	入 学 金	1 5 0, 0 0 0 円
	授 業 料	8 0 0, 0 0 0 円
	教育充実費	2 0 0, 0 0 0 円

注 1. 本学学部生が、卒業後直ちに大学院を志願する場合は、入学金は免除とする。

注 2. 大雄会一宮高等看護専門学校、愛知きわみ看護短期大学、本学卒業生が大学院に入学する場合は、入学金は半額免除とする。

注 3. 専門看護師育成（がん看護 C N S）履修者は、上記以外の経費を別途定める。

別表 2 の 2（第 4 1 条第 2 項関係）

区 分			金 額（円）
長期履修生	授業料及び 教育充実費	1 年目	7 0 0, 0 0 0 円
		2 年目	7 0 0, 0 0 0 円
		3 年目	6 0 0, 0 0 0 円

別表 3（第 4 1 条第 3 項関係）

区 分		金 額（円）
科目等履修生	入学検定料	1 0, 0 0 0 円
	入 学 金	1 5, 0 0 0 円
	科目等履修料	1 単位につき 1 5, 0 0 0 円

注 1. 別表 3 については、教育充実費に要する費用を除く。

別表 4（第 4 1 条第 4 項関係）

区 分		金 額（円）
聴 講 生	入学検定料	1 0, 0 0 0 円
	入 学 金	1 5, 0 0 0 円
	聴 講 料	1 単位につき 1 5, 0 0 0 円

注 1. 別表 4 については、教育充実費に要する費用を除く。

別表 5 （第 4 1 条第 5 項関係）

区 分		金 額（円）
大学院研究生	入学検定料	1 0, 0 0 0 円
	入 学 金	1 5, 0 0 0 円
	授 業 料	1 0 0, 0 0 0 円
	教育充実費	1 0 0, 0 0 0 円